

**地域管理経営計画（案）及び国有林野施業実施計画（案）
等に対する意見の要旨及び当該意見の処理案**

策定：神通川、木曾谷、飛驒川森林計画区

変更：中部山岳、千曲川上流、伊那谷森林計画区

管理経営の指針の改正（案）：全森林計画区

中部森林管理局

地域管理経営計画（案）及び国有林野施業実施計画（案）等に対する意見の要旨及び当該意見の処理案

縦覧期間中に一般からいただいた意見とそれに対する処理案は、以下のとおりです。

意見の要旨	処理の結果	処理結果の理由
意見提出なし	原案のとおりとする	—

縦覧実施期間：令和4年1月12日から令和4年2月10日まで（30日間）